

ふじみ野市立図書館条例新旧対照表

改正案	現行												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="271 472 1072 619"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ふじみ野市立大井図書館</td> <td>ふじみ野市大井中央二丁目1番8号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日までの日</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(集会室等の設置)</p> <p>第7条 上福岡図書館に集会室1、集会室2、視聴覚ホール及び展示コーナーを置く。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第8条 集会室1、集会室2、<u>視聴覚ホール及び展示コーナー</u>(以下「集会室等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第13条 (略)</p>	名称	位置	(略)	(略)	ふじみ野市立大井図書館	ふじみ野市大井中央二丁目1番8号	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 472 1968 619"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ふじみ野市立大井図書館</td> <td>ふじみ野市大井中央二丁目19番5号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>12月28日から翌年の1月4日までの日</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(集会室等の設置及び利用)</p> <p>第7条 上福岡図書館に集会室1、集会室2、視聴覚ホール及び展示コーナーを、<u>大井図書館に会議室及び研修室</u>を置く。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第8条 集会室1、集会室2、<u>視聴覚ホール、展示コーナー、会議室及び研修室</u>(以下「集会室等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第13条 (略)</p>	名称	位置	(略)	(略)	ふじみ野市立大井図書館	ふじみ野市大井中央二丁目19番5号
名称	位置												
(略)	(略)												
ふじみ野市立大井図書館	ふじみ野市大井中央二丁目1番8号												
名称	位置												
(略)	(略)												
ふじみ野市立大井図書館	ふじみ野市大井中央二丁目19番5号												

2 前項の規定により、指定管理者に図書館の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第6条第1項、第8条、第9条及び前条第1号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とし、第10条（見出しを含む。）、第11条（見出しを含む。）、前条（見出しを含む。）及び別表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、第11条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」とする。

別表(第10条関係)

単位(円)

図書館名	施設名	単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 2 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により、指定管理者に図書館の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第6条第1項、第8条、第9条及び第12条第1号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とし、第10条（見出しを含む。）、第11条（見出しを含む。）、第12条（見出しを含む。）及び別表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、第11条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」とする。

別表(第10条関係)

単位(円)

図書館名	施設名	単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
ふじみ野市立大井図書館	会議室	1時間	100
	研修室	1時間	200

備考

- 1 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 2 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。